



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1010 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 1
- 1011 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 2
- 1012 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 2
- 1013 道路の供用開始 (道路保全課) 3

○ 公告

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール及び武道・体育センター和歌山ビッグウェーブにおける指定管理者の募集 (教育委員会) 3

○ 監査公表

監査公表第16号 5

告 示

和歌山県告示第1010号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成26年8月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072500733	株式会社の花	の花デイサービス	東牟婁郡那智勝浦町市野々2431-1	通所介護・介護予防通所介護	平成25.8.31
3071700342	社会福祉法人桃の木会	ケアプランセンターまほろば	紀の川市桃山町最上613-1	居宅介護支援	平成26.1.31
3061290114	有限会社ワールド・ソフト	訪問看護ステーションすまいる	岩出市北大池186-14	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.5.25
3071700193	株式会社桃の香	ケアセンター桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	居宅介護支援	平成26.6.30
3072200284	株式会社川本商会	クレール	田辺市新屋敷町5	介護予防福祉用具貸与	平成26.6.30
3071400984	株式会社タテイシ	訪問介護ステーション悠久の丘	海南市山崎町3丁目3-680	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.6.30
3071700292	株式会社桃の香	ヘルパーステーション桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.6.30

30622900 48	社会福祉法人上秋津福祉会	訪問看護ステーションあきつの	田辺市上秋津2310-9	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 26.6.30
30710002 48	医療法人御幸クリニック	デイサービスみゆき	橋本市御幸辻245	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.6.30
30714009 43	株式会社タテイシ	デイサービスセンター悠久の丘	海南市山崎町3丁目3-680	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.6.30
30721004 92	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部御坊・日高第二事業所むつみの家	日高郡日高町志賀1228-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.7.1
30725008 32	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ太地介護サービスセンター	東牟婁郡太地町太地字北通谷1285-1	居宅介護支援	平成 26.7.31
30713004 99	有限会社KiKo	ヘルパーステーション和(なごみ)	伊都郡かつらぎ町笠田東446	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.7.31
30715000 23	社会福祉法人有田市社会福祉協議会	有田市社会福祉協議会	有田市宮原町東215番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26.7.31

和歌山県告示第1011号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000 127	リハビリ専科とんぼ倶楽部	橋本市高野口町名古曾608-3	児童発達支援 放課後等デイサービス	合同会社こまつ制作館	大阪府泉佐野市日根野4311-16	平成 26.8.1

和歌山県告示第1012号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1013号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字須崎738番1地先から同町大字井関字八反田818番7地先まで

供用開始の期日 平成26年8月12日

公 告

公 告

県が設置する県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール及び武道・体育センター和歌山ビッグウェーブにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成26年8月12日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号

イ 規模 敷地面積 31,528.00㎡ 建築面積 3,135.69㎡ 延床面積 20,823.64㎡

ウ 施設 ホール、展示ホール、会議室15室等

(2) 和歌山ビッグホエール

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番1号

イ 規模 敷地面積 54,089.91㎡ 建築面積 10,948.53㎡ 延床面積 17,233.83㎡

ウ 施設 大ホール、軽運動場、会議室等

(3) 武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番1号

イ 規模 敷地面積 和歌山ビッグホエール面積に含む 建築面積 5,051.56㎡ 延床面積 8,037.01㎡

ウ 施設 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等

(4) 駐車場 乗用車879台

2 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) 県内に事務所又は事業所を有する団体であること。

(3) 複数の団体による共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムの代表となる団体は（2）の要件を満たすこと。

(4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(5) 6（2）に定める現場説明会（以下「現場説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現場説明会に参加していること。

5 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

(3) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っている団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体

(6) 都道府県税に係る徴収金について未納がある者

(7) 法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納がある者

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）に規定する入札参加資格の停止措置を受けている団体

なお、和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体については、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当する団体

6 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール及び武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び現場説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成26年8月12日（火）から同月26日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで（和歌山県の休日を規定する条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階

(2) 現場説明会

ア 日時 平成26年8月28日(木) 午後2時
イ 場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 601会議室
和歌山市手平二丁目1番2号

(3) 現場説明会への参加手続

現場説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 配布場所に持参すること。

7 問い合わせ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-3690
ファクシミリ番号 073-433-4408

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

平成26年4月3日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年8月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 井 出 益 弘
和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成26年2月6日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約1,581万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。 今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告、自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。</p>	<p>注意事項 (1) 児童福祉施設負担金の未収金については、近年の不況等による失職者の増加等により非常に厳しい状況にある。 このため、現年度、過年度にかかわらず、納付義務者を ア 生活困窮や転居先不明等により回収が非常に困難となっているケース イ 分納中で完納が見込めるケース ウ 分納中であるが、完納に至らないケース エ 支払う資力があるが納付意志が希薄なケース 等に仕分け、個別具体的な事情とも照らし合わせながら文書による督促、電話による督促、訪問徴収や強制執行により未収金の徴収に努め、滞納整理を進</p>

- (2) 調理業務委託契約書第14条に基づく受託責任者の設置報告書を受領していなかった。また、同契約書第15条第2項に規定する通知を受領していなかったので併せて適正に処理されたい。
- (3) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (4) 外出承認簿で未承認の外出事例があったので、適正に処理されたい。
- (5) 旅行命令すべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。
- (6) 随時の資金前渡に係る扶助費において、支出負担行為の決裁の出納機関への合議がされていない事例があったので、適正に処理されたい。

検討事項

- (1) 鉄骨造りの身体障害者福祉工場等の設置について、敷地の一部を社会福祉法人に対し行政財産の目的外使用許可を与え利用させているが、当該施設は、長期にわたり使用されるものであり、当該土地を公用又は公共用に供する計画がないのであれば、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として貸し付けることが適当であるので検討されたい。
- (2) 市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

めている。
 具体的には、平成24年度からの滞納繰越者78名について、平成26年3月末現在、完納となった者は3名、分納中の者は14名、交渉中の者や所在等の調査中の者は61名という状況であった。
 平成24年度末の未収金については、前年度末に比べ約41万円増加しているが、収納済額は、平成23年度約827万円に対し、平成24年度約881万円となり、約54万円の増加となっている。

- (2) 調理業務委託契約書第14条に基づく受託責任者の設置報告書と同契約書第15条第2項に規定する従業員の通知を受領していなかった件について、予備監査終了後、委託先に提出を指導し、提出を受けた。
- (3) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)の決裁手続がなされていない件について、予備監査終了後は、担当者が収納状況を確認して速やかに決裁手続を行い、適正に処理を行っている。
- (4) 外出承認を得ず外出していた件について、予備監査終了後、職員に外出承認を得てから外出するよう周知を行い、適正に処理を行っている。
- (5) 旅行命令すべきところを外出承認で行っていた件について、予備監査終了後、旅行命令の決裁を受けなければならない出張について周知を行い、適正に処理している。
- (6) 随時の資金前渡に係る扶助費において、支出負担行為の決裁の出納機関への合議がされていない事例について、予備監査終了後は、適正に処理している。

検討事項

- (1) 社会福祉法人の建物等に対し行政財産の目的外使用許可を与えていた敷地の一部について、平成26年4月1日付けで行政財産の用途廃止を行い、普通財産として貸付けを行った。
- (2) 指摘を受けた件については、平成25年11月から和歌山市が地籍調査を行っている。今後、主管課のほか和歌山市等関係機関と協議の上検討を行う。

2 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成26年2月6日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成24年度末の収入未済額は約1,111万円と、前年度末に比し約1,589万円減少している。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 荷さばき地使用料及び野積場使用料について、収入調定が遅れた事例があった。また、荷役機械(ガントリークレーン)使用料について、1か月間の使用分を翌月に一括して調定していたので、適正に処</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 引き続き未納者の現状を把握し、港湾等使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方法等に関する要綱を作成するよう、要綱の原案を添えて港湾空港課長あて依頼し、適切な時期及び手続により収入調定を行うよう措置を講じた。</p>

<p>理されたい。</p> <p>(3) 小型船舶係留施設の年間使用許可分の使用料の納期限を適切な手続によることなく9月30日としていた。また、岸壁、棧橋及び物揚場使用料並びに入港料の納期限を同じく納入通知書を発する日の翌日から起算して3か月後の日としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>(3) 和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方法等に関する要綱を作成するよう、要綱の原案を添えて港湾空港課長あて依頼し、必要に応じて適切な手続により収入調定を行うよう措置を講じた。</p> <p>(4) 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、必ず複数人による現物確認を行い、適正に処理している。</p>
---	--

3 公営競技事務所

監査実施年月日 平成26年3月13日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>平成24年から平成26年までにかけて、旅行命令事務を担当する職員が、県公営競技主催者協議会職員に係る架空の出張書類を作成し、旅費を着服した。また、県職員及び県公営競技主催者協議会職員の出張のうち、中止により受領済みの旅費を返戻すべき事情が生じたにもかかわらず、手続を行わず同旅費を着服した。</p> <p>今回の不祥事に関しては、当事務所において過去にあった横領事件の教訓が生かされておらず、今後、かかる事態が生じることのないよう、公金の取扱い等が適正に行われるよう管理体制に万全を期されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成24年度末における未収額は約2億19万円となっている。</p> <p>引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 公用車での出張に際し、外出承認簿及び自動車等使用台帳の記載漏れがあったので適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>県公営競技主催者協議会職員の出張旅費の支払について、県職員と同様に県公営競技主催者協議会職員個人の口座へ振り込むこととした。また、出張中止の場合は、出張を中止した職員が自分で返納通知書にて旅費の返納を行うこととした。さらに通帳と印鑑の管理を厳格化し、今後このような事態が発生することのないような管理に努めている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等の現状を把握し、必要に応じて接触を図るなどの弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。</p> <p>(2) 通信ケーブルを共架している事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行い、適正に処理した。</p> <p>(3) 今後は記載漏れがないよう職員に周知徹底した。</p>